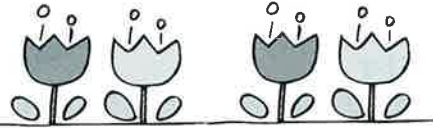


小地域懇談会をふりかえって 女性の人権を通して 人権感覚を育てよう!



女性の悩み相談から

今年度の小地域懇談会は、女性の人権という視点を中心にしたテーマで進めました。

女性の人権が、いかに多くの先輩の努力や歴史のなかで、どのように獲得・保障されてきたかに気づき、不断の努力や理解がいかに重要であるかを考えていただく機会としました。

使用した資料のなかに「大正・昭和・平成 女性の悩み」が掲載された「身の上相談」「人生相談」「人生案内」を使いながら、

女性の人権がどのように保障され、獲得されてきたかをその時代背景も交えながら話し合いました。

使用した事例と時代背景

■ 大正の事例

- ① 大正4（1915）年
「縁談で家柄や財産ばかり気にする親」
- ② 大正7（1918）年
「女も手に職をつけてから結婚すべきか」

今から約90年ほど前、存命ならば115歳くらいの女性の悩みです。この時代は女性の社会的立場は、どのようなものだったのでしょうか。

いわゆる、旧民法の男子による戸主制度とか、普通選挙法が公布（大正14、1925年）されたとはいえ、25歳以上の男子しか参政権が与えられなかったように、いろいろな面で女性を対象外という状態でした。

■ 昭和20・30年代の事例

- ① 昭和29（1954）年
「妹の夫の横暴」
- ② 昭和33（1958）年
「夫からどなられ暴力を受ける妻」

いわゆる戦後です。新憲法で男女平等が定められ、昭和21（1946）年の衆議院選挙から女性も参政権が認められました。また新民法、教育基本法、学校教育法、労働基準法などの性別差別がなくなりました。しかし、この時代は法律はできたが、まだまだ実態はそうならなかった。つまり法律が変わったり、制定されても実態はまだという時代でした。

■ 昭和60年代から 平成になつての事例

- ① 昭和63（1988）年
「いばりちらす夫と一緒にいるのが嫌」
- ② 平成15（2003）年
「やまない夫の暴力」

昭和60（1985）年には男女雇用機会均等法、平成11（1999）年には男女共同参画社会基本法と女性の人権を保障する法律が制定。さらに平成13（2001）年にはドメスティック・バイオレンス防止法が出来ました。

これらの法律が施行された後は、結婚に対する考え、夫婦関係や夫の暴力に対する気持ちや意識にもかなりの変化が生じてきました。

法律や制度を生かす魂を!

同じような悩みでも、時代とともにいろいろな反応や回答があります。女性が家などに束縛される形から、ひとり一人の人格を大切に、いわゆる個々の人間を大事にする、尊重するという形に変化してきています。このひとり一人を人として尊重する、大切にするという人権感覚はどの人権問題でも基本に置かれるものです。

今年度は、女性の人権を内容とした小地域懇談会をもちましたが、さまざまな人権問題を解決するためには、長年に渡る先人たちの血の出るような努力、闘いがありました。それらを解決するための法律や制度に魂を入れ、実態のともなうものとするためには多くの皆さんの理解と協力が必要です。

人権問題には、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題が存在しています。さらに現代社会では新しい人権問題も生まれています。すべての人々が安心・安全に心豊かな生活が過ごせるよう、お互いが人権感覚を育て、お互いの人権を守り、保障していきたいものです。